

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月4日（平成30年（行情）諮問第555号）及び同月5日（平成30年（行情）諮問第558号）

答申日：令和元年7月23日（令和元年度（行情）答申第130号及び同第131号）

事件名：「特定課で作成されたマニュアル，手引，要綱」の不開示決定（不存在）に関する件

「特定課で作成された事務取扱要領と事務取扱規程」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省大臣官房地方課で作成されたマニュアル，手引き，要綱」及び「厚生労働省大臣官房地方課で作成された事務取扱要領と事務取扱規程」（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成30年7月27日付け厚生労働省発地0727第1号及び同第3号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「原処分1」及び「原処分2」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，各審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

厚生労働省の職員の方々に聞いたところ，今回請求した文書については，保有しているとのことであった。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成30年7月6付け（同日受付）及び同年6月17日付け（同日受付）で処分庁に対し，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る各開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が本件対象文書に該当する文書を保有していないとして不開示（不存在）の原処分を行ったところ，審査請求人はこれ

を不服として、平成30年9月6日付け（同月7日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分を取り消し、新たに別紙に掲げる文書1ないし文書10を特定した上で、下記3（1）イ及び（2）イに掲げる部分を不開示とし、その余については開示することが妥当である。

3 理由

（1）原処分1

ア 本件対象文書の特定について

本件審査請求を受けて、改めて保有文書を確認したところ、別紙に掲げる文書1ないし文書6が確認されたため、開示する。

イ 不開示情報該当性について

文書1については全部を開示することとし、文書2ないし文書6については、以下のとおり、不開示情報該当性を説明する。

（ア）文書2に係る不開示情報該当性について

当該文書では、都道府県労働局職員及び来庁者の安全確保に万全を期するため一定の情報を記録し共有することとしており、当該情報を記録する場所を開示することは、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当することから不開示とする。

（イ）文書3に係る不開示情報該当性について

当該文書には、ヘルプデスク、本省担当課の連絡先（電話番号及びメールアドレス）及びシステム保守等を委託している事業者名が記載されている。当該情報を開示することは、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、法5条6号柱書きに該当することから不開示とする。

また、当該事業者名については、特定事業者に関する情報であり、当該部分を開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当することから不開示とする。

（ウ）文書4ないし文書6に係る不開示情報該当性について

当該文書には、厚生労働省が外部に設置しているハラスメント相談窓口の連絡先が記載されている。当該情報については、特定事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、法5条2号イ及び同条6号柱書きに該当することから不開示とする。

併せて、省内に設置している窓口のメールアドレスについても、

公にすることにより，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられ，法5条6号柱書きに該当することから不開示とする。

(2) 原処分2

ア 本件対象文書の特定について

本件審査請求を受けて，改めて保有文書を確認したところ，別紙に掲げる文書7ないし文書10が確認されたため，開示する。

イ 不開示情報該当性について

文書7ないし文書9については全部を開示することとし，文書10については，以下のとおり，不開示情報該当性を説明する。

当該文書には，厚生労働省本省担当部局への照会先（メールアドレス）及びヘルプデスクへの照会先（フリーダイヤル及びメールアドレス）が記載されている。当該情報を開示することは，当該部局及びヘルプデスク職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられ，法5条6号柱書きに該当することから不開示とする。

4 結論

以上のとおり，本件各審査請求については，新たに文書1ないし文書10を特定した上で，上記3（1）イ及び（2）イのとおり，その一部を不開示とし，その余については開示することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経緯

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 平成30年12月4日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第555号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月5日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第558号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 令和元年7月10日 審議（平成30年（行情）諮問第555号及び同第558号）
- ⑥ 同月19日 平成30年（行情）諮問第555号及び同第558号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

- (1) 本件各開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には，「厚生労働省大臣官房地方課で作成されたマニュアル，手引き，要綱」及び「厚生労働省大臣官房地方課で作成された事務取扱要領と事務取扱規程」と記載されている。

- (2) 本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を作成、取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、文書1ないし文書10を新たに特定し、その一部を開示することが妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、文書1ないし文書10の特定の妥当性について、おおむね以下のとおり説明する。

本件各開示請求は、厚生労働省大臣官房地方課で作成されたところの「マニュアル、手引き、要綱」及び「事務取扱要領と事務取扱規程」の開示を求めるものである。そこで、本件審査請求を受けて、厚生労働省大臣官房地方課（以下「地方課」という。）が作成した文書のうち、表題に「マニュアル」、「手引き」、「要綱」、「要領」又は「規程」の文言が用いられている文書を改めて探索したところ、別紙に掲げる文書1ないし文書10を保有していることが確認されたため、これらを特定することとしたものである。

- (2) 当審査会において、諮問庁から文書1ないし文書10の提示を受けて確認したところ、上記(1)の諮問庁の説明のとおり、いずれも、表題に「マニュアル」、「要領」又は「規程」の文言が用いられており、かつ、地方課で作成されたものであることが認められる。

- (3) ところで、諮問庁は、本件対象文書についての上記(1)のような理解に基づき、表題に「マニュアル」等の文言が用いられている文書として、文書1ないし文書10を特定すべきと説明する。しかしながら、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載は、上記1(1)のとおりであり、これらの文言からすると、文書の表題に「マニュアル」等の文言が用いられているものに限定して請求する趣旨であると一義的に解することはできず、例えば「手順書」や「説明書」のように、表題に「マニュアル」等の文言が用いられていなくても、その内容に照らして、マニュアル等に相当する文書まで請求する趣旨であると解することもできる。

そして、そのような趣旨である場合には、地方支分部局である地方厚生局及び都道府県労働局の所掌事務の運営に関し総合的監督を行うこと等を始めとして、厚生労働省組織令上、地方課が地方支分部局に関する事務を広く所掌していることにも鑑みると、処分庁において、文書1ないし文書10以外にも、本件対象文書に該当する文書を保有していることは十分考えられるところ、その全ての文書の開示を開示請求者が求め

ているか不明であり，開示請求者にその意図を確認する必要があると
いうことができる。

- (4) そうすると，本件各開示請求については，上記1(1)の本件各開示
請求書の記載のみでは該当する文書を一義的に特定することはできない
ことから，処分庁としては，請求された文書の名称等につき，開示請求
者の求めるところを正確に把握した上で本件対象文書の特定に当たるべ
きであったということが出来る。

そして，各開示請求の趣旨又は補正手続の状況によって，本件対象文
書に該当する文書の判断や本件各開示請求の内容自体が左右される余地
が生じることとなるところ，各諮問書に添付された資料によれば，本件
各開示請求に対する趣旨の確認や求補正の手続はなされていないと認め
られることから，処分庁が開示請求者の意図を確認することなく，本件
対象文書に該当する文書を保有していないとして不開示とする各原処分
を行ったこと及び諮問庁が文書1ないし文書10を特定し，その一部を
開示すべきとしていることは，いずれも相当ではないといわざるを得な
い。

- (5) したがって，処分庁においては，審査請求人に対して，本件各開示請
求の趣旨に沿う文書を特定するために必要な情報を提供するなどして開
示を請求する文書の名称等について補正を求めた上で，改めて文書の特
定を行い，開示決定等をすべきであると認められる。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書の開示請求につき，これを保有していな
いとして不開示とした各決定について，諮問庁が文書1ないし文書10を
特定し，その一部を開示すべきであるとしていることについては，開示請
求者に対し，補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文
書の名称等について補正を求めた上で，改めて文書の特定を行い，開示決
定等をすべきであることから，当該決定は，取り消すべきであると判断し
た。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

- 文書 1 会計事務取扱マニュアル
- 文書 2 暴力行為等事案発生 of 初期段階における対応に関する簡易マニュアル
- 文書 3 都道府県労働局 L A N 利用機関責任者用マニュアル
- 文書 4 セクシャル・ハラスメント対応マニュアル
- 文書 5 パワーハラスメント対応マニュアル
- 文書 6 妊娠, 出産, 育児又は介護に関するハラスメント対応マニュアル
- 文書 7 都道府県労働局における「ゆう活 (夏の生活スタイル変革)」実施要領
- 文書 8 都道府県労働局公印取扱要領
- 文書 9 労働局共働支援システム管理規程
- 文書 1 0 労働局共働支援システム運用管理要領